



三重県公報

令和2年9月18日 (金)

第 142 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
告 示			
620	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	3
621	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課)	3
622	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調査縦覧	(同)	4
623	同件	(同)	4
624	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(雇 用 対 策 課)	4
625	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
626	同件	(同)	6
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	9
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	10
正 誤			
	令和2年7月21日付け三重県公報第125号	(治 山 林 道 課)	10

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年九月十八日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等		別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等	
適用範囲	支給額	適用範囲	支給額
一～六（略）	（略）	一～六（略）	（略）
七 条例第三十四	1（略）	七 条例第三十四	1（略）
条第一項に規定する警察特殊業務に従事する者	2 1に掲げる者以外の者で条例第三十四条第一項第一号の業務に従事するもの	条第一項に規定する警察特殊業務に従事する者	2 1に掲げる者死体一体につき一、一〇〇円（人事委員会が認める損傷の著しい死体を取り扱う場合又は検視官等が行う場合にあっては、三、二〇〇円）
	3～14（略）		3～14（略）
附則		附則	
1～10（略）		1～10（略）	
11 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げるものとする。		11 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げるものとする。	
一～三（略）		一～三（略）	
四 医療機関又は宿泊施設等への感染症の患者又はその疑いのある者（次号において「患者等」という。）の移送		四 医療機関又は宿泊施設等への感染症の患者又はその疑いのある者の移送	
五 感染症の病原体を有する死体の検視、検証、実況見分若しくは収容等（次項及び第十四項において「感染死体の検視等」という。）又は患者等の保護、逮捕、看守若しくは護送		五（略）	
六（略）		五（略）	
12 条例附則第九項に規定する試験防疫業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		12 条例附則第九項に規定する試験防疫業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
一（略）		一（略）	

<p>13 二 前項第二号から第五号までに掲げる業務 三千円（感染死体の検視等のうち死体に接触するものにあつては、四千元）</p> <p>三 前項第六号に掲げる業務 三千円（人事委員会が特に認める業務にあつては、四千元）</p> <p>（略）</p>	<p>13 二 前項第二号から第四号までに掲げる業務 三千円</p> <p>三 前項第五号に掲げる業務 三千円（人事委員会が特に認める業務にあつては、四千元）</p> <p>（略）</p>
<p>14 職員が附則第十一項第五号に掲げる業務（感染死体の検視等に限る。）に従事した場合であつて、第二十八条第一項第二号に規定する従事した業務に係る日額手当等のうち最高の額の日額手当等として試験防疫業務手当を支給するときは、同条第二項の規定にかかわらず、警察特殊業務手当（条例第三十四条第一項第一号の業務に係る手当に限る。）は支給しない。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則附則第十一項第五号、第十一項及び第十四項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 620 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	山中胃腸科クリニック	松阪市田村町 446 番地 2	令和 2 年 9 月 1 日
病院・診療所	すずらん診療所	四日市市日永一丁目 3 番 18 号	令和 2 年 9 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局鈴鹿算所店	鈴鹿市算所一丁目 19 番 1 号	令和 2 年 9 月 1 日

三重県告示第 621 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

のり等養殖業の表中

「 伊曾島漁業協同組合の地区	」	を
「 伊曾島漁業協同組合のうち伊曾島の地区	」	に、
「 城南漁業協同組合の地区	」	を

「

伊曾島漁業協同組合のうち城南の地区

 に改める。
 」

三重県告示第 622 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3129	東 郁生	南勢	三重外湾漁業協同組合
度会郡南伊勢町礪浦 49	辻本 寛一	南勢	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 18 日から同年 10 月 2 日まで

(2) 縦覧場所

度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 623 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
度会郡南伊勢町村山 1242-1	掛橋 武	南島	三重外湾漁業協同組合
度会郡南伊勢町阿曾浦 345	橋本 剛匠	南島	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 18 日から同年 10 月 2 日まで

(2) 縦覧場所

度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 624 号

令和 2 年度三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

本年の三重県内における事業所の福利厚生、休暇制度、労働環境等の状況を把握する。

2 調査の期間

令和 2 年 9 月 18 日（金）から同年 10 月 18 日（日）まで（31 日間）

3 調査対象事業所

日本標準産業分類の大分類に定める対象産業（ただし、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」を除く。）とし、そのうちの常用従業者規模が 10 人以上 300 人未満の事業所から抽出した 2,000 事業所

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 事業所の現況等について
- (2) 常用従業者の状況について
- (3) 労働時間・休日休暇等について
- (4) 新規学卒者の採用やインターンシップについて
- (5) 正社員の中途採用について
- (6) 定年制について
- (7) 非正規雇用者の正社員転換制度について
- (8) 仕事と家庭の両立支援について
- (9) 男女共同参画の取組について
- (10) メンタルヘルス対策への取組について
- (11) 多様な就労形態の導入について
- (12) 誰もが働きやすい職場づくりに関する意識について

三重県告示第 625 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス藤方店
津市藤方字山ノ越 1884-1 ほか 23 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

パロー藤方店

(変更後)

ドラッグコスモス藤方店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	田代 正美

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 変更年月日

令和 2 年 8 月 15 日

- 4 変更理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出の日
令和2年9月4日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年9月18日から令和3年1月18日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ桑名店
桑名市中央町三丁目21番ほか5筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	大原 孝治
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田215	川澄 幸司
有限会社新光堂書店	桑名市田町22番地	佐藤 治
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広
株式会社るなぱあく	桑名市大字江場1391番地	佐藤 栄聡
白ハト食品工業株式会社	大阪府守口市京阪本通一丁目4番10号	永尾 俊一
株式会社日本一	千葉県野田市目吹1965番地	染谷 幸雄
有限会社茶茂	桑名市京町41番地	伊藤 博章
株式会社小川珈琲クリエイツ	京都府京都市右京区西京極北庄境町19番地	小川 秀明
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須1555番地	水谷 新左衛門
株式会社スイートスタイル	東京都中央区日本橋小舟町7番2号	渡邊 雅人
ダイリキ株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目27番9号	高橋 淳
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1	向井 正太郎
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟橋 浩司
パレモホールディングス株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田 馨
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	内野 伸彦
有限会社グリーンハウス	桑名市東方1601番地8	林 京子
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目9番3号	山口 浩一
株式会社オッジ・インターナショナル	大阪府大阪市中央区備後町三丁目1番6号	安井 武昌

株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社さが美	神奈川県平塚市田村八丁目 21 番 9 号	西脇 秀雄
株式会社桑名百貨店	桑名市三ツ矢橋 20 番地	早川 昇志
株式会社いわたや	桑名市三ツ矢橋 17 番地	岩田 英一郎
有限会社ポケット	愛知県安城市小堤町 4 番 34 号	廣村 竜宏
株式会社ブランドメゾン	愛知県名古屋市中区大須三丁目 37 番 46 号	安山 克義
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
浮野 淳	愛知県名古屋守山区野萩町 1 番 23 号	—
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2-1	山田 幸雄
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区東区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
株式会社おにぎりの桃太郎	四日市市久保田 1-6-54	上田 輝一
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田町二丁目 7 番 12 号	堀内 一夫

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215	川澄 幸司
有限会社新光堂書店	桑名市市田町 22 番地	佐藤 治
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	大島 康広
株式会社るなぱあく	桑名市大字江場 1391 番地	佐藤 栄聡
白ハト食品工業株式会社	大阪府守口市京阪本通一丁目 4 番 10 号	永尾 俊一
株式会社日本一	千葉県野田市目吹 1965 番地	染谷 幸雄
有限会社茶茂	桑名市京町 41 番地	伊藤 博章
株式会社小川珈琲クリエイツ	京都府京都市右京区西京極北庄境町 19 番地	小川 秀明
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
株式会社スイートスタイル	東京都中央区日本橋小舟町 7 番 2 号	渡邊 雅人
ダイリキ株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目 27 番 9 号	高橋 淳
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	舟橋 浩司
パレモホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目 27 番地 13 名駅錦橋ビル 6 階	吉田 馨
株式会社モリエ	東京都千代田区平河町 1 丁目 6 番 8 号	内野 伸彦
有限会社グリーンハウス	桑名市東方 1601 番地 8	林 京子
株式会社ファッションヤマガチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号	山口 浩一
株式会社オッジ・インターナショナル	大阪府大阪市中央区備後町三丁目 1 番 6 号	安井 武昌
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町 87 番地 4N&Fビル 1 4 階	刑部 幸裕
株式会社いわたや	桑名市三ツ矢橋 17 番地	岩田 英一郎
株式会社ブランドメゾン	愛知県名古屋市中区大須三丁目 37 番 46 号	安山 克義
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
浮野 淳	愛知県名古屋守山区野萩町 1 番 23 号	—
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区東区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
株式会社おにぎりの桃太郎	四日市市久保田 1-6-54	上田 輝一
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田町二丁目 7 番 12 号	堀内 一夫
有限会社ジェイズブランニング	愛知県名古屋市中区緑区徳重四丁目 1603 番地	上原 龍

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管庫	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	88.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	60.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	96.9 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	42.6 m ³	縦覧による
合 計	288.5 m ³	

(変更後)

廃棄物保管庫	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	88.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	60.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	96.9 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	42.6 m ³	縦覧による
合 計	288.5 m ³	

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
全小売業者	午前 9 時	午後 9 時 30 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
全小売業者	午前 8 時	午後 10 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
建物内駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
平面駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
建物内駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
平面駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	駐車可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 7 時から午後 8 時まで
荷さばき施設 2	午前 7 時から午後 8 時まで

(変更後)

荷さばき施設	駐車可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

- 2(1) 平成 31 年 4 月 15 日
- 2(2) 令和 3 年 4 月 25 日
- 2(3) 令和 2 年 10 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 小売業者の入退店、住所及び代表者変更のため
- 2(2) 運用計画の変更のため

2(3) 利便性向上のため

- 5 届出の日
令和2年8月24日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年9月18日から令和3年1月18日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
加藤 憲幸	桑名市	桑名市長島町福吉青鷺 676 ほか 15 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和2年9月18日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（嬉野町三郷井土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和2年9月8日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名建設事務所長から通知がありました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年9月23日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町御衣野及び同町下野代

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名建設事務所長から通知がありました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間

令和2年9月23日から同年12月25日まで

3 作業地域

いなべ市北勢町南中津原

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年8月12日から令和3年2月10日まで

3 作業地域

度会郡度会町全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年 9月3日	伊勢市二見町光の街地内 【1工区】	津市丸之内9-18 三交不動産株式会社 取締役社長 高林 学
令和2年 9月4日	三重郡菰野町大字菰野字寺坂 5176-5	三重郡菰野町大字菰野 4673-1 レインボーハイツ 106 前田 美 緒 前田 誠
令和2年 9月8日	亀山市住山町字石塚 645-5 ほか3筆	亀山市住山町 644-16 有限会社メガテック 代表取締役 駒 月 康 久
令和2年 9月9日	いなべ市大安町石樽下字中尾 227 の一部ほか1筆及び字月岡 280-2 ほか22筆ほか	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
令和2年 9月9日	いなべ市員弁町東一色字天皇 3202-1	いなべ市員弁町東一色 479 大 橋 慎 也

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年9月18日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和2年 9月4日	伊賀市炊村字千谷 3634 ほか3筆	伊賀市炊村福王寺 1495-4 有限会社千堀機工 代表取締役 堀 池 光 男

正 誤

令和2年7月21日付け三重県公報第125号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の告示中
ページ 行

7 3及び4

誤

北牟婁郡紀北町船津字平石 1968 の 2 から 5 まで、1968 の 8、1968 の 9、1969 の 1、1969 の 2、1970 の 1、1970 の 2

正

北牟婁郡紀北町船津字平石 1968 の 2 から 1968 の 5 まで、1968 の 8、1968 の 9、1969 の 1、1969 の 2、1970 の 1、1970 の 2

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
